

日本入国査証手続の概要（短期数次ビザ）

数次有効の短期滞在ビザを申請する際の手続の概要は以下のとおりです。

なお、中国籍、ロシア・C I S諸国・グルジア籍の方は手続が異なります。また、中東・アフリカ地域においては、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、南アフリカ国籍者の方のみ申請ができます。

日本における滞在期間は滞在1回につき90日以内です。また、日本国内において収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動を行うことは認められません。

ビザの有効期間は「1年」、「3年」または「5年」です。

1. 申請人の条件

(1) 商用目的

次のいずれかの要件を満たす企業で課長相当職以上の地位にある者、若しくは1年以上在職している常勤の者。

(イ) 国営企業・公営企業

(ロ) 株式上場企業

(ハ) 大使館／総領事館がある都市に置かれた日系企業商工会の会員（駐在員事務所を含む）であり、かつ、本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する日系企業

(ニ) 本邦の株式上場企業が出資している合弁企業、子会社、支店等

(ホ) 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業

(2) 文化人・知識人等

(イ) 国際的に著名な、又は相当程度の業績が認められる美術・文芸・音楽・舞踊等の芸術家及び人文科学（文学・法律・経済学部）・自然科学（理学・工学・医学等）の科学者

(ロ) 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手

(ハ) 大学の講師以上の職にある者（常勤の者）

(ニ) 国立・公立の研究所及び国・公立の美術館・博物館の課長職以上の者

(3) (1), (2) の方の配偶者及び子

2. 申請に必要な書類

(1) 商用目的

- ①ビザ申請書（写真貼付）
- ②旅券
- ③申請人が勤務する企業が1.（1）に該当することを証する資料
- ④数次ビザを必要とする理由書またはそれを記した招へい理由書

(2) 文化人・知識人等

- ①査証申請書（写真貼付）
- ②旅券
- ③申請人が1.（2）に該当することを証する資料
- ④数次査証を必要とする理由書またはそれを記した招へい理由書

(3) 配偶者及び子

- ①査証申請書（写真貼付）
- ②旅券
- ③1.（1）、（2）との家族関係を示す資料

3. その他

申請は申請人が居住する最寄りの日本大使館または総領事館のみで受理されます。

（旅行等での第三国での申請は原則としてできません。）

詳細につきましては、日本大使館又は総領事館にお問い合わせ下さい。

査証審査上必要な場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

審査の結果、一次有効の査証を発給する場合があります。